

要介護者の投票 課題

「郵送」対象拡大実現せず

体の衰えなどで投票所まで行けない有権者は少なくない。自宅などで投票用紙に記入して郵送する郵便投票は、要介護度が最も重い「要介護5」などに限定している。総務省の有識者研究会は今年6月、対象を



成年後見人の永田さんに「投票したい」と話す女性(手前)(13日、福岡市南区で)

郵便投票 介護保険で「要介護5」と認定された人のほか、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持ち、足や心臓などに重い障害がある人に郵送での不在者投票を認める制度。あらかじめ市区町村の選挙管理委員会に資格証明書の交付を申し込む手続きが必要となる。証明書を添えて選管に投票用紙を請求すると、自宅に用紙が届く仕組みになっている。

「今回は投票できんかもしれん」。福岡市南区の有料老人ホームで暮らす女性(86)は、選挙情勢を伝える新聞を手につぶやいた。昨年7月の参院選は投票所へ足を運んだが、今年4月に脳梗塞で倒れて要介護4と認定された。自力で車いす

を操作することも難しい。介護タクシーを利用することもできるが、年金から老人ホームの入居費を捻出する女性にとって負担は小さくない。女性の成年後見人を務める司法書士の永田和彦さん(44)は「『投票したい』という意思があり、自筆で投票用紙に記入することもできる。投票する機会が与えられるべきではないか」と話す。

全国の要介護認定者は15年度で約445万人。5年間で約70万人増えた。総務省の有識者研究会は6月の報告書で、要介護度が3や4でも寝たきりに近い状態の人が多くとして対象拡大を提言した。同省は公職選挙法の改正を目指したが、

各党の議論が進まないうちに解散を迎えた。

同省によると、昨年7月の参院選では全国で約2万3800人が郵便投票を利用。九州・山口・沖縄の要介護3、4の高齢者は計約22万人(7月末現在)おり、女性も「郵便投票を利用しなかった」と残念がる。

研究会の委員を務めた淑徳大の結城康博教授(社会保障論)は「要介護度が軽くても投票所へ行くのが難しい人もいる。制度を整備することに加え、投票所までの移動支援や、介護保険サービスでヘルパーの付き添いを利用できることを周知するなど、さらなる取り組みが必要だ」と指摘している。